

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の全部効力の停止対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社ONE-HATTAN
- (2) 代 表 者 代表取締役 仲 武志
- (3) 所 在 地 大阪府吹田市江坂町二丁目 1 1 番 1 4 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事 業 所 名 放課後等デイサービス サンティパープ江坂教室
- (2) 所 在 地 大阪府吹田市江坂町二丁目 1 1 番 1 4 号エレガンスビル 1 階
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス

3 処分年月日

令和元年 9 月 2 0 日

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和元年 9 月 2 1 日から 3 か月間

5 処分の理由

不正請求

法人代表は、児童発達支援管理責任者が配置できていないにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していたことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当するため。